



グループホーム サンフラワー

運 営 規 程

社会福祉法人 三愛会

運 営 規 程

第 1 条 社会福祉法人三愛会が実施する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項について定める。

（事業の目的）

第 2 条 要介護者又は要支援 2 と認定され認知症の状態にあるものについて、共同生活を通じ、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事の介護、そのほか日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用の心身の状況を踏まえ、適切な介護に努める。

2、利用者個人個人の生活習慣を尊重し、それぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように努める。

3、利用者の心身及び認知症の状況に合わせた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、心のこもったケアに努める。

4、地域社会の一員として、日常生活を通して、地域社会にとけ込み、町内会の活動や行事に、積極的に参加する。

5、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及びその他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努めると共に、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1） グループホーム サンフラワー

（2） 所在地 士別市東 5 条 1 6 丁目 3 1 2 9 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
 - イ 管理者は、事業所の職員の管理及び利用者の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、職員に事業所の運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 3 名 (介護従業者と兼務)
 - イ 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びおかれている環境等を踏まえ、介護職員と協議の上、援助の目標、その援助を達成するための具体的サービス内容を記載した (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画を作成し、その内容について利用者またはその家族に対して説明する。
- (3) 介護職員 17 名 (内 3 名は計画作成者と兼務)
 - イ 利用者の状況または勤務の状況に応じ、常勤者及び非常勤者を増員できるものとする。
 - ロ 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実を支援するよう適切な技術をもって介護を行う。
 - ハ 介護職員は、利用者と共にその他の家事を行う。
- (4) 看護師 1 名
 - イ 利用者の健康状態に応じ、主治医及び医療機関との連携し、医学的管理を行い、自立支援に資するように看護を行う。
 - ロ 看護師は、訪問看護師及び介護職員と協働して、利用者の健康保持に努め指示及び相談応じた看護を行う。
- (5) 介護助手 1 名
 - イ 利用者の生活支援 (掃除、洗濯等) について実施し、介護職員の補助を行う。

(活動時間等について)

第 6 条 職員の勤務体制は、社会福祉法人三愛会の就業規則に準じて定められた内規に基づくものとし、管理者が作成する勤務割表に基づいて勤務するものとする。

- (1) 勤務帯
 - 一日の勤務は、利用者の活動時間帯を午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分とし、夜勤帯を午後 9 時 00 分から翌朝午前 6 時 00 分までとする。
- (2) 勤務時間
 - イ 日勤者の勤務は、始業時間を午前 9 時 00 分とし、終業時間を午後 6 時 00 分とする。内、休憩時間として 60 分を当てるものとする。
 - ロ 夜勤者の勤務は、始業時間を午後 4 時 30 分とし、終業時間を翌朝午前 1 0 時 30 分とする。内、休憩時間として 120 分を当てるものとする。

(利用定員)

第 7 条 社会福祉法人三愛会 グループホーム サンフラワーの利用定員は次のとおりとする。

(1) 利用定員 18名(各ユニット9名)

(2) (介護予防) 短期利用共同生活介護定員 2名(各ユニット1名)

* 空室を利用するもので、その居室(入院等の事由により空室となった)のご利用者およびご家族のご了承を得る事といたします。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供方法及び内容)

第 8 条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供方法及び内容については、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に兼務による相談職員をおき、利用者または家族からの相談に適切に対応する。

(2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画

利用者個人個人の(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス計画を作成すると共に、利用者または家族へ対し、生活上の目標と具体的なサービスの内容を説明し、サービスを提供する。

(3) 介護職員担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、介護職員担当者会議を事業所内職員室等において開催する。また必要に応じ利用者または家族に参加を求める。

(短期利用共同生活介護)

第 9 条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

2 短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は、一の共同生活住居において1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(第5項の規定は、事業所として、長期入院等の入居者の居室を短期利用共同生活介護として利用する場合のみ記載する。)

(利用料等)

第10条 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護及び(介護予防)短期利用共同生活介護のサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所が法定代理受領サービスであるときはその負担割合の額とする。

- (1) 食費や、日常生活上必要となる便宜の提供に係わる費用などに関しましては、別表に定めるものとする。

(利用料等の掲示)

第11条 厚生大臣の定める基準は、事業所の見やすい位置に掲示され、利用者の負担する利用料についても併記されるものとする。

(領収書の交付)

第12条 前条の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに合意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第13条 入居者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 相互に親和を図り、争いを避けること。
- (2) お互いに金銭及び物品の貸借をしないこと。
- (3) 非常もしくは不穏な事態を認めた場合は直ちに職員に通報すること。
- (4) 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図るものとする。

(非常災害対策)

第14条 施設の職員は、非常災害時に対応するため、非常災害等(地震災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含む)に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害等に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(緊急時等における対応の方法)

第15条 事業所の職員は、利用者及び家族との連絡を密にし、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医または定められた協力医療機関に連絡を取ると共に、管理者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修、の機会を設けるものとする。

○採用時研修採用後1ヶ月を研修期間とする

○研修会等への参加年2回以上、関係研修会等へ参加する。

2、職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨を、その職員との雇用契約書に記載し、確認する。

4、事業所は、サービスに関する記録を整備し、保管しなければならない。

5、この規定の定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人三愛会と事業所の管理へ者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(実施時期及び改定時期)

本規程は、平成14年2月1日から施行する。

付 則

1. この運営規程は、平成14年 9月 1日から一部改正施行する。
2. この運営規程は、平成15年 9月 1日から一部改正施行する。
3. この運営規程は、平成16年 1月 1日から一部改正施行する。
4. この運営規程は、平成18年 4月 1日から一部改正施行する。
5. この運営規程は、平成20年11月 1日から一部改正施行する。
6. この運営規程は、平成21年 4月 1日から一部改正施行する。
7. この運営規程は、平成21年10月 1日から一部改正施行する。
8. この運営規程は、平成22年 8月 1日から一部改正施行する。
9. この運営規程は、平成24年 8月 1日から一部改正施行する。
10. この運営規程は、平成25年 7月 1日から一部改正施行する。
11. この運営規程は、平成26年 4月 1日から一部改正施行する。
12. この運営規程は、平成27年 4月 1日から一部改正施行する。
13. この運営規程は、平成27年 8月 1日から一部改正施行する。

別 表

料 金 表 内 訳

| 種 別 | 内 容 | 利用料 |
|--------|---|-------------------------------|
| 居室の提供 | 月途中の入退居の場合は、日割り計算します。 再入居できる入院の場合は、1ヶ月分賃貸契約とします | 1月 36,000円 (短期1日 1200円) |
| | 生活保護受給者は住宅扶助の上限に減免をいたします。 | |
| 食事の提供 | 食材の検収により、新鮮で廉価な食材を提供します。 外出・泊及び入退院等に関わり、食事を食べない場合は摂取状況に照らし、また食事をすでに準備してしまった場合はその分までの支払いとします。 | 朝食 250円 昼食 300円 夕食 300円 |
| 水道光熱費 | 電気・ガス・水道代。入院中は算定し、入退居の場合は、日割りの額とします。 | 1月 12,000円 (短期日割 400円) |
| 冬期暖房料 | 11月～4月の期間は、燃料費が加算されます。 入院中は算定し、入退居の場合は日割りの額とします。 | 1月 10,000円 (短期日割 330円) |
| 医療費 | 協力病院や他の施設での治療費 | 実費 |
| クリーニング | 洗濯機を設置しています。 | 実費 |
| おむつ代 | 必要な方は、施設でご用意いたします。 | 実費 |